

政令第九十六号

建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、建築士法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十三号）の施行に伴い、並びに建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条の十九第二項、第十六条第一項及び第三十七条並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（建築士法施行令の一部改正）

第一条 建築士法施行令（昭和二十五年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「一万九千二百円」を「二万八千四百円」に改める。

第四条第一項中「一万九千七百円」を「一万七千円」に改める。

（沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第二条 沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百十五号

）の一部を次のように改正する。

第百条中「行なつた」を「行つた」に、「第四条第一項又は第二項の試験を受けないで」を「第四条第

二項又は第四項の規定にかかわらず」に改める。

(地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正)

第三条 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表三十九の項中「第四条第二項、」を「第四条第三項、」に改め、同項の1中「第四条第二項」を「第四条第三項」に、「一万九千三百円」を「二万四千四百円」に改め、同項の2中「一万七千九百円」を「一万八千五百円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、建築士法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年三月一日）から施行する。

(経過措置)

2 建築士法第五条第一項の規定による一級建築士の登録を受けようとする者であつて、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前に国土交通大臣の行う一級建築士試験に合格したもの（第二条

の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（同項において「新沖縄特別措置令」という。）第百条の規定により一級建築士の免許を受けることができる者を含む。）に対する第一条の規定による改正後の建築士法施行令第三条の規定の適用については、同条中「二万八千四百円」とあるのは、「一万九千二百円」とする。

3 建築士法第四条第三項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者であつて、施行日前に都道府県知事の行う二級建築士試験に合格したもの（新沖縄特別措置令第百条の規定により二級建築士の免許を受けることができる者を含む。）又は木造建築士試験に合格したものに対する第三条の規定による改正後の地方公共団体の手数料の標準に関する政令本則の表三十九の項の1の規定の適用については、同項の1中「二万四千四百円」とあるのは、「一万九千三百円」とする。

理由

建築士法の一部を改正する法律の施行に伴い、一級建築士の登録を受けようとする者に係る手数料の額を改める等建築士法施行令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。